

消費税法上の領収書等の保存

Q : 消費税で仕入税額控除を受けるには、領収書等を保存しておかなければならないようですが、こういったものを保存しておいたらいいのですか？

A : 一定の事項が記載された帳簿及び請求書等を保存しておかなければなりません。

【解説】

事業者が課税仕入れ等の税額控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合、その保存がない課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、仕入に係る消費税額の控除の規定は適用されないとされています。そして、この場合の帳簿及び請求書等は次の事項が記載されたものとされています。

① 帳簿

- ・ 課税仕入れの相手方の氏名及び名称
- ・ 課税仕入れを行った年月日
- ・ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
- ・ 課税仕入れに係る支払対価の額

② 請求書等

- ・ 課税資産の譲渡等を行う他の事業者が、事業者に交付した請求書、納品書その他これに類する書類で一定の事項が記載されたもの
- ・ 仕入明細書、仕入計算書その他これらに類する書類で、一定の事項が記載されたもの

なお、帳簿及び請求書は、課税期間の末日の翌日から2ヶ月を経過した日から7年間、納税地又はその取引に係る事務所、事業所等に保存しなければなりません。

